

さくら市農業委員会総会議事録（令和7年4月定例総会）

1. 開催日時 令和7年4月25日（金）午後1時30分から午後2時13分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願いについて

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

議案第6号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村松 貞往
副主幹兼係長 小倉 真理
主査 高野 洋
主事補 小竹 敦子

7. 会議

事務局	村松	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	七久保	<p>皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、大変ご苦勞様です。農作業が忙しくなりますが、天候と機械による事故等に注意しながら農作業に励んでください。</p> <p>それではただ今から、さくら市農業委員会4月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	村松	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは、会議に先立ちまして、4月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第5条の規定による許可申請者〇〇1件、△△1件につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ3月28日付けで許可相当の答申を受けたことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
1番	古澤	<p>第1調査会は議案がありませんので、他の調査会の議案を審議したいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>

議長	七久保	次に、第2調査会委員長の報告を求めます。
11番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号1件、議案第6号1件、合計2件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	七久保	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
17番	大谷	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第6号1件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	七久保	次に、第4調査会委員長の報告を求めます。
6番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第6号2件の合計5件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	七久保	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。7番の「高木るみ子」委員、11番の「小林 義和」委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>それではご説明いたします。</p> <p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明。)</p> <p>なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。

7 番	高木	案内図 1-1 をご覧ください。(申請の場所を説明。) <p>〇〇への出入口として、資料にありますとおり土留されすでに舗装され 50 年以上前から利用されており農地への復元は難しいと判断されます。</p> <p>18 日に地元推進委員さんと現地調査を行い、本日の調査会で現地を確認しております。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 <p>議案第 1 号 番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 1 号 番号 1 番については、原案どおり承認されました。 <p>次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。</p> <p>番号 1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	(議案第 2 号番号 1 番について、朗読して説明。) <p>この土地について、売買及び貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づき、2 名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第 4 調査会の委員長より指名願います。
6 番	片岡	あっせん委員といたしまして、13 番 軽部俊典委員、16 番 小川圭一委員を推薦します。

議長	七久保	<p>それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、13番 軽部俊典委員、16番 小川圭一委員を指名します。</p>
議長	七久保	<p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小竹	<p>(議案第3号 番号1番について、朗読して説明。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
14番	小堀	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)</p> <p>すべて周りは水田となっています。</p> <p>18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。</p> <p>譲受人の住所は□□で少し遠いのですが、売買がされたとしても周りの水田に影響はないものと思われまます。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号2番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	小竹	<p>(議案第3号 番号2番について、朗読して説明。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>なお、移転の原因である「死因贈与」について簡単にご説明いたします。所有者死亡の場合の所有権移転については、相続による所有権の移転が一般的ですが、この場合は、農地法3条の許可は要しません。しかし、相続人以外の第三者に所有権を移転する場合の「遺贈」や、「死因贈与」については、農地法3条の許可を必要とします。今回の申請は、相続人ではない同居の孫に贈与するもので、登記名義人の相続者全員と譲受人との間で、登記名義人の存命中に締結された死因贈与契約に基づく申請であります。</p> <p>また、「遺贈」と「死因贈与」の違いですが、「遺贈」というのは、被相続人が遺言によって、自己の財産を受遺者に与える旨を意思表示する制度です。一方、「死因贈与」とは、贈与者と受贈者の間の贈与契約です。贈与者の「財産を贈与します」という申し出と、受贈者の「贈与をお受けします」という合意があつて、初めて成立するもので、その贈与の効力発生は、贈与者の死亡時とされております。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
13番	軽部	<p>案内図3-2-1、3-2-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)</p> <p>〇〇が譲渡人、△△が譲受人とのことですが、〇〇さんのお父さんからお子様たちになっているが、その方たちが農作業をやっておらず長年にわたりお孫さんである△△さんが農作業をやっており、譲り受ける土地については水田と水が入らず管理している土地、ハウスとありますが、そのまま贈与契約するというものがあります。</p> <p>先程説明させていただきましたとおり、長年にわたり耕作している状況でありますので問題はないと思われれます。</p> <p>4月17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	それでは質疑に入ります。

1 4 番	小堀	死因贈与の契約とのことですけれど、亡くなってはいないんですよ。
事務局	高野	死因贈与の契約があったのは亡くなる前で、その後土地の所有者がお亡くなりになったという状況です。
1 4 番	小堀	亡くなった方はどなたですか。
事務局	高野	◇◇さん、譲渡人に記載のある方のお父さんになります。 ◇◇さんが存命中に相続人となる〇〇さん外〇名の方が、自分たちはこの財産は要らないので、亡くなった際にはお孫さんの△△さんへとの死因贈与の契約が行われていました。
1 4 番	小堀	そうすると、譲渡人として記載してある〇〇さんたちは相続人とのことか。
事務局	高野	そのとおりです。
1 4 番	小堀	そうすると、譲渡人は亡くなった方になるのではないか。
事務局	高野	申請者が亡くなった方というわけにはいかないのです、申請人は相続人となっています。
1 4 番	小堀	申請人は相続人という地位で申請しているだけで、その方が譲渡人ということでは無いと思う。
事務局	高野	いずれにしても、死亡した方で申請を受けることは出来ない状況となっております。
3 番	小菅	亡くなった地権者が申請人となることが出来ないのです、代理人として相続人の方が申請します。ただし、要件としては亡くなる前に遺言か何かで亡くなったら農業を一緒にやっている孫の方に譲りたいから相続人の方々は相続放棄をしたということかと思う。
1 4 番	小堀	相続放棄にはあたらない。死亡する前に贈与したことになり、相続の権利が無いことになる。

3番	小菅	いずれにしても、家族間の話し合いで孫に行くように取り決めがされていたということかと思う。
事務局	高野	本件については、△△さんは相続人ではないので3条の許可が必要となるものであります。譲渡人としてもっと詳しく、◇◇さん相続人〇〇外〇名と記載しておいた方が良かったかもしれません。
14番	小堀	わかりました。
議長	七久保	よろしいですか。 では、他に質問のある方いらっしゃいますか。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	外に質問のある方がいらっしゃらない様なので、採決に入ります。 議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	小竹	この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。 令和7年度第1号公告予定年月日は令和7年5月30日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定が9件、農地中間管理権取得の再配分が1件です。 なお、詳細については、別紙の農用地利用集積等促進計画書とおおりです。 以上です。

議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。 議案第4号について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第4号については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>農業経営基盤強化促進法等の改正により令和7年3月、市において、地域計画が策定されました。地域計画は、市内を31地区に分け、それぞれの地区において、地域計画と目標地図を作成しております。策定した地域計画は、地域農業の実態に応じ、随時変更していくこととなりますが、地域計画を変更するためには、農業関係者が変更内容について協議することが必要となります。その1つに、農業委員会総会において協議することがございます。具体的には、市農政課に地域計画の区域から除外する申請のあった農地についての変更を協議することとなります。</p> <p>(議案第5号番号1番について、朗読して説明。)</p> <p>(議案第5号番号2番について、朗読して説明。)</p> <p>なお、変更の理由の詳細な計画内容につきましては、実際に転用申請が提出された際の議案において、ご審議いただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。 議案第5号について、承認される方の挙手を求めます。</p>

		【全員挙手】
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第5号 については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第6号番号1番について、朗読して説明。)</p> <p>(場所を説明。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 片岡純雄委員、現地確認日は令和6年8月22日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
6番	片岡	<p>場所は事務局の説明のとおりです。</p> <p>資料の16ページをご覧ください。木が生えてどこが田んぼか分からない状況となっております。</p> <p>22日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。非農地通知書を交付するのは問題ないとの判断です。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号 番号2番について、事務局の説明を</p>

		求めます。
事務局	小倉	(議案第6号番号2番について、朗読して説明。) (場所を説明。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 片岡純雄委員、現地確認日は令和6年8月22日です。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
6番	片岡	場所については事務局の説明のとおりです。 資料18ページをご覧ください。どこが入口か分からない状態です。 22日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。非農地通知書を交付するのは問題ないとの判断です。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第6号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号 番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第6号番号3番について、朗読して説明。) (場所を説明。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 小菅和彦委員、現地確認日は令和6年9月2日です。 以上です。

議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
3番	小菅	案内図6-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)左側は崖の法面のような状態、面積的にも狭小の農地です。資料の20ページのとおり、木が生えてうっそうとしている状態です。 今月の18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会で書類審査及び現地確認しましたが、非農地通知書を交付するのは問題ないと考えております。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第6号 番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号 番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第6号番号4番について、朗読して説明。) (場所を説明。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 大谷伸二委員、現地確認日は令和6年8月21日です。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
17番	大谷	現地につきましては事務局の説明のとおりです。 資料の22ページをご覧ください。柿の木の外側が現状となっております。

		<p>20日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会で書類審査及び現地確認しましたが、非農地通知書を交付するのは問題ないと考えております。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号4番については、原案どおり承認されました。</p>
9番	手塚	<p>すいません議長、6号議案に異議は無いのですが質問させてほしいのですが、耕作放棄地の非農地通知書の流れについて教えていただきたい。また、事務局のアドバイスなどもあるのかなども併せてお願いいたします。</p>
事務局	小倉	<p>(耕作放棄地の非農地通知書の流れについて説明。)</p> <p>概要 ①毎年7、8、9月に農地パトロールを実施。</p> <p>②2分類に該当した農地の地権者へ「耕作放棄地の非農地通知の交付請求書関係書類」を送付。</p> <p>③通知を受けた所有者において、今後使わないと判断された農地について交付請求いただく。</p> <p>④請求いただいた案件が、総会において審議された後、決定通知が地権者に送られる。</p> <p>⑤地権者において、地目変更を行う事が可能となる。</p>
9番	手塚	<p>非農地となるが、先の案件で20年放置されたとあったが、今後もこのような状態が続くとなった場合、市の方で何かアドバイス等はあるのか。</p>
事務局	高野	<p>先程の非農地証明の案件については、あくまでも人為的な</p>

行為が行われて農地でなくなって20年以上経過したものになり、さらに違反転用の指導を受けてこなかったものが対象となります。

この耕作放棄地については、手をかけていない状態でとても農地に戻すことが困難といったような木が生えてしまったなどの案件になります。どちらも非農地という言葉を使っていますが性格が全く違うものとなっており、純粋に農地に戻すことが難しいということが判断材料となり、更に所有者が非農地としたいと申請いただいたものについて審議いただくものとなっております。

9番 手塚

はい、わかりました。

議長 七久保

よろしいですか。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号7番、

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号6番はお目通しを願います。

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

(午後2時13分)